２．経営改善普及事業の実施に当たって留意すべき点

商工会及び商工会議所は経営改善普及事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

⑴　関係する地方公共団体や支援機関と連携し、地域の特性や産業ビジョンを踏まえた事業が実施できる支援体制を構築すること。

⑵　地域の特性や産業ビジョン等に応じて、広域的な支援を行うことが効果的である場合には、複数の商工会若しくは都道府県商工会連合会、商工会議所若しくは商工会議所を構成員とする団体、関係する地方公共団体又は支援機関と連携し、当該事業を実施できる広域的な支援体制を構築すること。

⑶　より一層きめ細かな支援を行うため、地域の特性等に応じ、持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者に対する経営管理能力の高度化に向けた支援や、成長志向の小規模事業者の創出に向けた支援等を重点的に推進すること。

⑷　小規模事業者をめぐる新たな経営環境に対応するため、個別相談指導、地域振興のための事業の実施及び後継者育成等人材能力開発の推進等を図るとともに、指導ニーズの高度化・多様化等に対応するため、専門指導体制の整備、専門的ノウハウ等を有する支援機関等の幅広い知見を活用し、きめ細かな支援等を行うことで、経営改善普及事業の効果を高めるよう配慮すること。

⑸　商工業が一般的に市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を一つの経済圏として発達していることを踏まえ、地方公共団体からの予算措置を活用しつつ、特にその地区を管轄する地方公共団体と調和した経営改善普及事業を実施すること。

⑹　経営改善普及事業は、原則として商工会又は商工会議所の当該地区内（広域的な支援体制を構築する場合は、関係する複数の商工会又は商工会議所の当該地区内）の小規模事業者を対象とすること。

⑺　経営改善普及事業を担当する職員がその事業に専念することができるよう、他の役職員による支援、一般職員の設置、広域指導センターの活用、情報ネットワークの活用等事業環境の整備及び外部専門家（支援機関や金融機関等のＯＢ人材を含む。）の活用強化を図ること。

⑻　個別の相談・指導の実施に際して知り得た小規模事業者の営業上の秘密を保持することについては、道義上及び法令上の責任であり、また、事後の経営改善普及事業の円滑な実施の大前提でもあることから、その保持を厳守すること。

⑼　単一の商工会及び商工会議所の地区内に限らず、広域的な連携による事業・事務の集約、管理者層のＯＪＴ能力向上のためのマネジメント研修の拡充、支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積・共有、生成ＡＩやＲＰＡ（Robotic Process Automation。ソフトウェア等による定型業務の自動化をいう。以下同じ。）等のデジタルツールや公的機関等が提供する支援ツールの活用等を行い、支援の質の向上や業務効率化を図ること。

⑽　支援機関間連携については、地方公共団体のリードのもと進めることが期待されているが、その中でも、支援機関のプッシュ型の働きかけとして、従来の巡回指導に加え、商工会等が行う支援や、国や地方公共団体、支援機関の支援施策に係る情報、小規模事業者の事業活動に影響を与える国等の制度に係る情報、優良な取組や支援事例に係る情報等について、地方金融機関や若手専門家、ＯＢ人材の活用、電話やメール、インターネット（ＳＮＳや動画サイトを含む。）、マスメディア、地方紙広告や事業者導線における広告（ターゲティング広告を含む。）などの広報媒体等の多種多様な手法を活用し、必要な情報が地域の小規模事業者に十分に行き渡るようにすること。また、フリーランスや店舗を持たない事業主体に対する情報提供にも努めること。

第二　近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項

商工会及び商工会議所は、小規模事業者が経営に必要なリテラシーを高め、自ら策定した経営戦略に基づく取組を実施し、自律的に経営管理を実施できるよう、経営改善指導をするに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。また、小規模事業者の経営戦略の策定を促すため、各種支援策を活用すること。

１．先ずは小規模事業者が金融、会計、税務等に関する基礎的な知識を有する状態に加え、帳簿の整理等を通じて経営に係る情報を参照できる状態となるよう支援すること。

２．経営改善指導は、記帳の代行等が目的ではなく、電子帳簿、電子取引、電子契約、電子申告等に対応したソフトウェアやクラウドサービスの活用も含め、小規模事業者が自社の経営管理として自律的かつ継続的に実施できる環境の整備を支援すること。

３．金融、会計、税務のほか、経営戦略、労務管理、知的資産、知的財産、デジタル等の経営管理に係る経営者のリテラシーの向上を支援すること。さらに、生成ＡＩの活用方法に加え、決済・会計クラウドサービス、人材マッチングサービス、業務代行サービスの活用方法といった業務効率化、生産性向上に資するリテラシーの向上のための支援が必要とされている点を考慮すること。

４．省力化投資やデジタルツールの活用等を含め、労働環境の整備、人材の確保・育成、業務効率化及び生産性向上に関する支援を行うこと。

第三　事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業のうち、事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等の事業継続力強化支援事業（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する事業継続力強化支援事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

⑴　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び同法第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、商工会又は商工会議所の地区を所管する市町村（以下「関係市町村」という。）と共同して事業継続力強化支援計画（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを行うこと。

⑵　事業継続力強化支援計画の作成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に都道府県と相談した上で、関係市町村の地域防災計画等を踏まえた内容とすること。

１．事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

⑴　地区内の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況等の把握

⑵　地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起

⑶　損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供

⑷　地区内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）及び連携事業継続力強化計画（同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）並びに事業継続計画（ＢＣＰ）の策定のための普及啓発

⑸　地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び見直しに関する指導及び助言

⑹　地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施

⑺　地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有